

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行										改正案												
第1条～第11条 省略 別表第1(第2条関係)										第1条～第11条 省略 別表第1(第2条関係)												
					区域										区域							
省略										省略												
(10) 都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画集落地区計画相野駅周辺地区集落地区計画の区域のうち、集落地区整備計画が定められている区域(次表において「相野駅周辺地区集落地区整備計画区域」という。)										(10) 都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画集落地区計画相野駅周辺地区集落地区計画の区域のうち、集落地区整備計画が定められている区域(次表において「相野駅周辺地区集落地区整備計画区域」という。)												
										(11) 都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画対中町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「対中町地区地区整備計画区域」という。)												
別表第2(第3条—第6条関係)										別表第2(第3条—第6条関係)												
計画区域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)			計画区域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)					
	計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の容積率の最高限度	建築物の遮蔽率の最高限度	建築物の高さの最高限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離の最低限度				計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の容積率の最高限度	建築物の遮蔽率の最高限度	建築物の高さの最高限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離の最低限度					
							(a)	(b)	(c)								(a)	(b)	(c)			
省略										省略												
相野駅周辺地区集落地区整備計画区域	駅前沿道地区	1 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3に定める用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部	200 平方メートル				12	メー	トル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離	(1) 計画図に示す道路 A に面する場合は 1.5 メートル	相野駅周辺地区集落地区整備計画区域	駅前沿道地区	1 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3に定める用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部	200 平方メートル			12	メー	トル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離	(1) 計画図に示す道路 A に面する場合は 1.5 メートル

		で、令第 130 条の 4 に定めるもの								
		10 病院								
		11 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、令第 130 条の 5 の 3 に定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの(3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。)								
		12 自動車車庫で床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの(2 階以上の部分をその用途に供するものを除く。)								
		13 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの(2 階								

		で、令第 130 条の 4 に定めるもの								
		10 病院								
		11 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、令第 130 条の 5 の 3 に定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの(3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。)								
		12 自動車車庫で床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの(2 階以上の部分をその用途に供するものを除く。)								
		13 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの(2 階								

		以上の部分を その用途に供 するものを除 く。)								
		14 温室、育種 苗施設その他 これらに類す る農産物、林 産物又は水産 物の生産又は 集荷の用に供 するもの								
		15 種苗貯蔵施 設、農機具等 収納施設その 他これらに類 する農業、林 業又は漁業の 生産資材の貯 蔵又は保管の 用に供するも の								
		16 前各項の建 築物に附属す るもの(令第 130条の5に 定めるものを 除く。)								

		以上の部分を その用途に供 するものを除 く。)								
		14 温室、育種 苗施設その他 これらに類す る農産物、林 産物又は水産 物の生産又は 集荷の用に供 するもの								
		15 種苗貯蔵施 設、農機具等 収納施設その 他これらに類 する農業、林 業又は漁業の 生産資材の貯 蔵又は保管の 用に供するも の								
		16 前各項の建 築物に附属す るもの(令第 130条の5に 定めるものを 除く。)								
対中 町地 区地 区整 備計 画区 域	幹線 沿道 地区	次に掲げる用 途以外の建築物 1 畜舎(15平 方メートルを超 えるものに限 る。)								

備考 省略									

		に限る。)							
備考 省略									